

電気料金メニュー約款
(TERASEL スマート東北主開閉器/実量制)

2023 年 7 月 1 日改定

取次事業者：株式会社エネクスライフサービス
小売電気事業者：九電みらいエナジー株式会社



株式会社エネクスライフサービス

目次

第1条	適用	1
第2条	定義	1
第3条	需給契約の単位	1
第4条	料金メニュー約款の変更	1
第5条	契約種別	1
1.	TERASEL スマート東北（主開閉器）	1
(1)	適用条件	1
(2)	供給電気方式、供給電圧および周波数	1
(3)	最大需要容量	1
(4)	電気料金	1
2.	TERASEL スマート東北（実量制）	2
(1)	適用条件	2
(2)	供給電気方式、供給電圧および周波数	2
(3)	最大需要容量	2
(4)	電気料金	2
第6条	契約超過金	3
附	則	4
別紙1.	負荷設備の入力換算容量	5
別紙2.	夜間蓄熱式機器	10
別紙3.	オフピーク蓄熱式電気温水器	11
別紙4.	休日	12

第1条 適用

この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、当社が九電みらいエナジー株式会社が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さまで東北電力ネットワーク株式会社の供給エリアへ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める最低料金、基本料金、電力量料金、割引額、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。

第2条 定義

以下の用語は、料金メニュー約款において、それぞれ以下の意味で使用し、その他の用語については、本約款に規定するところによります。

1. 夏季ピーク
毎年7月1日～9月30日における午前10時～午後5時の期間をいいます。
2. 冬季ピーク
毎年12月1日～翌年の2月28日における午前4時から午後6時の期間をいいます。
なお、閏年の場合は、2月29日までの期間をいいます。
3. その他季ピーク
夏季および冬季以外における午前10時から午後5時の期間をいいます。
4. オフピーク時間
毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間を除きます。
8. 夜間時間
ピーク時間およびオフピーク時間以外の時間をいいます。

第3条 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

- (1) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、従量電灯のうちの1契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合

第4条 料金メニュー約款の変更

1. 当社は、料金メニュー約款を変更する場合には、本約款第3条（電気需給約款の変更）を適用します。この場合、本約款第3条（電気需給約款の変更）において、「本約款」を「料金メニュー約款」と読み替えて適用します。
2. 消費税法および地方消費税法の改正等により、消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、料金メニュー約款に定める電気料金を変更いたします。この場合、契約期間中であっても、電気料金は、変更後の料金メニュー約款によります。

第5条 契約種別

1. TERASEL スマート東北（主開閉器）
 - (1) 適用条件
電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が10キロボルトアンペア未満であるものに適用します。
 - (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。
 - (3) 最大需要容量
最大需要容量が10キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。
 - (4) 電気料金
1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー

ギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4(燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙4(燃料費調整) 別表(燃料費調整単価算出係数等)に記載のX円(以下単に「X円」といいます。)を下回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4(燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 料 金

基本料金及び電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

基本料金	1契約につき最初の10キロボルトアンペア時まで一律	2,261円00銭
電 力 量 料 金	夏季ピーク	52円31銭
	冬季ピーク	52円31銭
	その他季ピーク	48円39銭
	オフピーク	35円90銭
	夜間	27円99銭

2. TERASEL スマート東北(実量制)

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大容量(以下「最大需要容量」といいます。)が10キロボルトアンペア未満であるものに適用します。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。

(3) 最大需要容量

最大需要容量が10キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

(4) 電気料金

1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4(燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4(燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 料 金

基本料金及び電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

基本料金	1契約につき最初の10キロワット時まで一律	3,102円50銭
電 力 量 料 金	夏季ピーク	52円31銭
	冬季ピーク	52円31銭
	その他季ピーク	48円39銭
	オフピーク	35円90銭
	夜間	27円99銭

第6条 契約超過金

1. お客さまが契約電力をこえて電気を使用されたことにより、託送供給等約款にもとづき、当社が一般送配電事業者から契約超過金を求められた場合、お客さまは、当社に対して当該契約超過金を支払っていただきます。
2. 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに、お客さまにその料金とあわせて支払っていただきます。ただし、当社が別途支払期日を定めた場合は、その期日までに当社が指定する方法により支払っていただきます。

附 則

この料金メニュー約款の実施時期

この料金メニュー約款は、2023 年 7 月 1 日より実施します。

約款改定・改訂履歴

2021 年 12 月 1 日制定
2022 年 6 月 1 日改定
2023 年 7 月 1 日改定

別紙 1. 負荷設備の入力換算容量

1. 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次の(1)、(2)、(3)および(4)によります。

(1) けい光灯

	換 算 容 量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) ×150パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット) ×125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) ×200パーセント	

(2) ネオン管灯

2 次電圧 (ボルト)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

(3) スリムラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換 算 容 量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
999以下	40	40
1,149以下	60	60
1,556以下	70	70
1,759以下	80	80
2,368以下	100	100

(4) 水 銀 灯

出力 (ワット)	換 算 容 量)		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
40以下	60	130	50
60以下	80	170	70
80以下	100	190	90
100以下	150	200	130
125以下	160	290	145
200以下	250	400	230
250以下	300	500	270
300以下	350	550	325
400以下	500	750	435
700以下	800	1,200	735
1,000以下	1,200	1,750	1,005

2.誘導電動機

(1)単相誘導電動機

- a 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。
- b 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力（ワット）	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
35以下	－	160	出力（ワット） ×133.0パーセント
45以下	－	180	
65以下	－	230	
100以下	250	350	
200以下	400	550	
400以下	600	850	
550以下	900	1,200	
750以下	1,000	1,400	

(2) 3相誘導電動機

換 算 容 量（入力〔キロワット〕）		
出力（馬力）	×	93.3パーセント
出力（キロワット）	×	125.0パーセント

3.レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別（携帯型 および移動型を含 みます。）	最高定格 管 電 圧	管 電 流 （短時間定格電流） （ミリアンペア）	換算容量（入力） （キロボルトアンペア）
治 療 用 装 置			定格1次最大入力 （キロボルトアンペア） の値といたします。
診 察 用 装 置	95キロボルトピーク 以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5
		30ミリアンペア超過 50ミリアンペア以下	2
		50ミリアンペア超過 100ミリアンペア以下	3
		100ミリアンペア超過 200ミリアンペア以下	4
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	5
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	7.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	10
	95キロボルトピーク 超過 100キロボルトピーク 以下	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	8
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	13.5
	100キロボルトピーク 超過 125キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア以下	9.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16
	125キロボルトピーク 超過 150キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア以下	11
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式診 察 用 装 置	コンデンサ容量 0.75マイクロファラッド以下		1
	0.75マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド以下		2
	1.5 マイクロファラッド超過 3 マイクロファラッド以下		3

4.電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

- (1)日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます）の場合

入力（キロワット）＝最大定格1次入力（キロボルトアンペア）

×70パーセント

- (2) (1)以外の場合

入力（キロワット）＝実測した1次入力（キロボルトアンペア）

×70パーセント

5.そ の 他

- (1) 1. 2. 3. および4. によることが不相当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量

（入力）とすることがあります。

- (2) 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

- (3) 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

別紙 2. 夜間蓄熱式機器

夜間蓄熱式機器とは、次のいずれにも該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

- (1) 主として夜間時間に通電する機能を有すること。
- (2) (1)の通電時間中に蓄熱のために使用されること。

別紙 3. オフピーク蓄熱式電気温水器

オフピーク蓄熱式電気温水器とは、ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し、お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能を有するものであって、夜間蓄熱式機器に該当しない貯湯式電気温水器および給湯機能と床暖房等の機能とをあわせて有する貯湯式電気温水器等の機器をいいます。

別紙 4. 休日

本約款において、休日とは、次の日をいいます。(1) 土曜日および日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日および休日 (3) 1 月 2 日, 1 月 3 日, 4 月 30 日, 5 月 1 日, 5 月 2 日, 12 月 30 日および 12 月 31 日